

提出いただいた意見の概要と市の考え方

■パブリックコメントの概要

対象	実施期間	意見提出者
光市都市計画マスタープラン(案)	平成 23 年 12 月 25 日 ～平成 24 年 1 月 25 日	1 名 (4 件)

■意見の概要と市の考え方

◆ 1 市民参画について

意見の概要	市の考え方
「都市計画マスタープラン」づくりといえば、市民を巻き込んでワークショップを大規模に行うのが、市民と共にまちづくりを標榜する市町村の標準的なやり方となっている今、「共創と協働で育むまちづくり」をまちづくりの基本理念としている光市が、敢えてそういうやり方をしなかったのか？	策定にあたり、まちづくり市民協議会での協議・検討やワークショップの開催、小・中学生を対象とした「未来の光市絵画コンクール」、まちづくりフォトコレクション「未来に伝えたい風景」の募集など、これまで以上に市民参画による計画づくりや啓発に努めました。今後も引き続き、多くの市民とともにまちづくりを進めていきたいと考えます。

◆ 2 「共創と協働で育むまちづくり条例」について

意見の概要	市の考え方
まちづくりの基本理念である「共創と協働で育むまちづくり」をもとに住民等の合意形成を促進し、住民等の自発的なまちづくり活動を進めるための仕組みを条例として作れないか。	市民と行政との共創・協働によるまちづくりをさらに進めるため、自治基本条例や市民参画に関する条例の制定は有効な手法の一つであると認識しています。そのため、「総合計画後期基本計画」で条例などの検討を進め、住民自治の促進に努めることをお示ししています。

◆ 3 「市民力を要請するプログラム」について

意見の概要	市の考え方
協働のための人材の育成で「団体や組織」への支援、助言が示されているが、「市民個人」への支援を考えてほしい。	市民との協働のまちづくりを進める上で「市民力」の活用は重要であり、市民をはじめ各種団体や組織等に支援や助言等を行いたいと考えています。このため、市民への支援についても明記することとします。

◆ 4 景観計画の位置付けについて

意見の概要	市の考え方
景観計画が「マスタープラン」の下位の計画と位置付けられているように読み取れる記述があるが、法律上、上位下位といった位置付けはあるのか？	景観法に「市町村である景観行政団体が定める景観計画は、（略）市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。」と規定されており、都市計画マスタープランは景観計画の上位に位置するものと考えられます。